



Title	節用文字と字類抄諸本の系譜
Author(s)	小川, 知子
Citation	国語国文研究, 112, 23-35
Issue Date	1999-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94693
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_112_23-35.pdf



節用文字と字類抄諸本の系譜

小川 知子

はじめに

平安時代の国語辞書『字類抄』は、収録語を語頭の読みによって、「い」から「す」までの四十七篇に分け、更にその内部を意味や用法等によって、二十一の部に細分した本である。¹⁾

この系統に属する本には、書名に色葉（又は伊呂波）を冠するものと、世俗を冠するものの二系列があり、世俗系の現存本としては、二巻本と七巻本の二種が、色葉系には、二巻本と三巻本、十巻本（伊呂波）の三種がある。そして、これら二系列の先後については、世俗系の方が古く、色葉系の方が新しいであろうことが、先学によって明らかにされている。また、色葉系の内、二巻本と三巻本の先後は、双方の跋文によって、長寛の頃二巻の本として一旦成立し、その後も改編増補が引続き行なわれ、治承の頃三巻の体裁を有する本となるに至った、という軌跡を辿ることができる。

この他、字類抄系統の本と認められるものに、零本で書名を欠き、

仮に原形本色葉字類抄及び節用文字と称される二つの本がある。²⁾このうち、原形本は、現存諸本の中では最も字類抄の原形に近いと考えられているが、節用文字に関しては、系統の流れのどこに位置するかで論が分かれ、未だに定説を得ていない。

そこで本稿では、諸本それぞれの収録内容を互いに比較することによって、字類抄の系譜を明らかにしようと思う。

一

先ず、字類抄諸本の系統関係を論じた先学の研究のうち、主要なものについて、その概略を示しておくこととする。

一、山田孝雄氏の説³⁾

山田氏は、色葉系三本の中では、二巻本が最も古く、その跋文中に見られる『色葉和名』とは、二巻本世俗字類抄であろうと推定し、色葉系の前身は世俗系であり、世俗系の七巻本は二巻本を祖とする

増補本であると説かれた。即ち、世俗系の二巻本から、そのまま増補されて七巻本に至る流れと、それとは別に、改編増補され色葉系へ発展する流れとに分かれ、色葉系は二巻本の成立後、三巻本、十巻本へと発展したとする説である。尚、節用文字は、「色葉字類抄の一種にして、しかも、二巻本の系統に属すべきもの」とされるが、世俗系との関係についての言及がなく、系統の流れのどこに節用文字が位置するのか、具体的に明言はされていない。

二、岡田希雄氏の説⁽⁴⁾

岡田氏は、世俗系と色葉系の先後については、山田氏の説を是とし、節用文字に関しては、世俗系の二巻本との近似性を指摘した上で、両者を「兄弟又は其れに準ずべき關係」と位置付けられた。そして、節用文字には世俗色葉両系の諸本に存在する、「姓氏」部と「名字」部が見られないのであるが、これをもって、世俗系との共通祖本には両部がまだ無く、節用文字は、その祖本の部門構成を引き継いだものであると推断された。

三、石野つる子氏の説⁽⁵⁾

石野氏は、節用文字と二巻本世俗字類抄、三巻本色葉字類抄の三本を比較し、節用文字に「姓氏」と「名字」の両部が無いこと、語順その他が節用文字と世俗字類抄とで一致すること等によって、岡田氏と同様に、節用文字と世俗字類抄を兄弟関係に位置付け、世俗系の流れの中から色葉系が発展成立したと説かれた。但し、節用文字の増補の一部には、色葉系によった部分があると述べ、更に、他

の本では「姓氏」部に収録されている項目が、節用文字では「官職」部に存在することを指摘して、節用文字では増補に際し、少なくとも「姓氏」部が存する本を参照していることも明らかにされた。しかし、節用文字における部数や注記の少なさを、削除或いは省略ではなく、祖本の形態を継承したものとする立場から、節用文字を他よりも祖本近くに位置付けておられる。

四、川瀬一馬氏の説⁽⁶⁾

原形本を初めて紹介された川瀬氏は、これを節用文字や世俗色葉両系の諸本と比較し、部門構成が他本と異なる、或いは「姓氏」と「名字」を含めて他より種類が少ない、また、所収語彙が僅少であること等から、原形本を諸本全ての祖と見做された。そして、節用文字についても、「姓氏」と「名字」の両部が無いこと、注記が僅少であること等から、原形本に次いで古い形態を保つ本と位置付け、色葉系は、その後「姓氏」と「名字」の両部が新たに加わった本を祖として成立したのであり、世俗字類抄は、「色葉字類抄の改訂の過程中に於いて派生した一傳本であつて、色葉字類抄の原形ではないのである。色葉字類抄の古い形の一異本にすぎない。」と述べられた。

五、若杉哲男氏の説⁽⁷⁾

若杉氏は、節用文字と二巻本世俗字類抄、三巻本色葉字類抄の三本の比較によって、節用文字と色葉系との近縁性を指摘し、この本を世俗系と色葉系との中間形態に擬えられた。また、「姓氏」と「名字」の両部に関しては、節用文字と同様、世俗系にも本来この両部

は無かったのであり、二巻本の現存伝本に存するのは、後から色葉系によって増補された為であろうと推測された。

六、峰岸明氏の説⁽⁹⁾

峰岸氏は、現存諸本全ての、主に「人事」と「辞字」の両部所収語を対比して、相互の関係を論じられた。その結果、原形本が諸本中最古の形態を有し、世俗系は色葉系よりも古く、世俗系の七巻本は二巻本よりも古い形態を有すると指摘し、また、色葉系の十巻本に世俗系の配列が認められることから、これを世俗系と色葉系との間に位置付けられた。更に、節用文字も両系間に介在すると推定されつつも、この本に「姓氏」と「名字」の両部が無いことから、両部が未成立の本を世俗系の祖形と想定して、節用文字を世俗系に摂し、七巻本から二巻本へ至る過程に位置付け、現存七巻本に存在する「姓氏」と「名字」の両部は後の追補と推論された。

七、河野敏宏氏の説⁽⁹⁾

河野氏は、二巻本世俗字類抄と節用文字、色葉系の三本について、「か」篇「植物」「人事」「辞字」「量字」の各部を比較し、諸本の相互関係を考察された。その結果、「植物」部では、十巻本伊呂波字類抄のみ内部が整理されていないことから、祖本も未整理状態であった筈であり、十巻本の形態が祖本に最も近いと推断された。そして、内部が整理されて世俗系が成立し、項目が増補され節用文字が成立する一方、色葉系は、未整理のまま増補のみが進められ、十巻本が成立し、その後整理が行われ、二巻本、三巻本が成立したと述べら

れた。尚、「姓氏」と「名字」の両部が節用文字に見られないことについての説明は、特にされていない。

このように、主に節用文字の位置付けをめぐって、多様な系譜が提示されているが、それらは次の三つの事象に対する解釈の違いを反映したものである。

○節用文字は二巻本世俗字類抄に近い。

○節用文字は色葉系にも近い。

○節用文字には「姓氏」部と「名字」部がない。

そこで今回、一定の範囲内における項目の収録状況を諸本同士対比させることによって、互いの関係を全体的に捉え直してみようと考えたのである。

二

字類抄諸本の比較検討をする前に、伝本の現存部分の相互の重なり具合をまとめておく。⁽¹⁰⁾

まず、世俗系の二巻本は、古写本の存在は知られていないものの、江戸中期以降に書写された完本があり、近年、東京大学国語研究所蔵本と天理図書館所蔵本とが公刊された。また、七巻本は、室町中期書写の尊経閣文庫蔵六冊本のみが現存し、本来七冊に仕立てられていた内の第三冊が存せず、従って、これに収載されていた筈の「よ」篇から「な」篇までが欠けている。⁽¹¹⁾

次に、色葉系の二巻本は、尊経閣文庫蔵永禄八年書写の、四冊仕立ての本が完存する。三巻本は古写本に、平安末期書写の二帖が尊

経閣文庫に所蔵されているが、中巻全てと下巻の一部を欠く。しかし、その末流と考えられている黒川真三男氏所蔵の本は、江戸中期の書写ながら完存し、欠を補うことができる。十巻本の場合は、室町初期書写の大東急記念文庫蔵十冊本が完存する他、鎌倉初期書写の学習院大学蔵の、二冊に改装されている零本があり、この本は、巻頭から「ち」篇「暈字」部までと、「る」篇「諸社」部から「を」篇「植物」部までが現存する¹²⁾。

節用文字は、お茶の水図書館成篁堂文庫所蔵の、平安末期、或いは鎌倉初期書写と推定される零本である。残存しているのは、全体の四分の一程度で、二つの範囲に分かれており、「ぬ」篇「地儀」部から「よ」篇「辞字」部までと、「た」篇「人倫」部から「む」篇「飲食」部までである。

原形本は、鎌倉中期書写と目される川瀬一馬氏所蔵の本で、「ち」篇「地儀」部の最終行から、「を」篇「雑物」部に至る十葉程の零本である。このように、残存部分が僅少であるので、今回の比較検討の対象からは取り敢えず外すこととしたが、この本は字類抄諸本の中で最もよく祖形を伝えていると考えられており、後に示す字類抄諸本の系譜における祖本と、仮に兄弟関係に位置付けたとしても、おかしくはないものである。

以上、原形本を除く六本の現存状況を一覧にすると、表1のようになる¹³⁾。(現存部分を○で示す。備考欄のIは六本全ての共通現存範囲、IIは七巻本世俗字類抄を欠く五本の共通現存範囲である。)

表 1

篇・部	篇・部	七	二	節	2	3	十	備考
い・天象	ぬ・天象	○	○	○	○	○	○	
ぬ・地儀	か・名字	○	○	○	○	○	○	I
よ・天象	よ・員数	○	○	○	○	○	○	II
よ・辞字	た・人倫	○	○	○	○	○	○	
た・人体	な・名字	○	○	○	○	○	○	II
ら・天象	む・人事	○	○	○	○	○	○	
む・飲食	す・名字	○	○	○	○	○	○	I

このように、六本全てが重なり合うのは、「ぬ」篇「地儀」部から「か」篇「名字」部までと、「ら」篇「天象」部から「む」篇「人事」部までであり、節用文字の現存部分について見ると、二巻本世俗字類抄と色葉系三本が、その範囲全てに涉って比較が可能であることがわかる。

そこで、初めに節用文字が現存している範囲全て(表1のI+II)について、これと世俗系の二巻本、色葉系の二巻本、三巻本の四本間で収録内容と比較し、節用文字の系統的な位置を見定めた後¹⁴⁾、諸本全てが共通して現存する範囲(表1のI)について六本間の比較を行ない、全体的な流れを確認することとする。

収録内容の比較は、対象とする本の内の何れか一本に収録されている漢字項目が、その一本と同一篇内、且つ、同一部内に存するか否かを、残りの本それぞれについて確認する方法をとり、存否によって生じた諸本間の対立状況に基づいて、相互の関係を検討してゆく¹⁵⁾。

その手順について、「ぬ」篇「人倫」部を例として具体的に述べる。
初めに行なう比較で対象とする四本の、「ぬ」篇「人倫」部に収録
されている漢字項目は、それぞれ、二卷本世俗字類抄が四項目、節
用文字は九項目、二卷本及び三卷本色葉字類抄はいずれも八項目で
あり、概ね次のようになっている。⁽¹⁶⁾

『二卷本世俗字類抄』

主 僣兒^{ヌスヒト} 盗人^同 下良人^同

『節用文字』

主 王^{ヌシ} 皇^同 僣兒^{ヌスヒト} 盗人^同 下良人^同

寇^{ヌスヒト} / 賊 囚人^同

『二卷本色葉字類抄』

主 王^{ヌシ} 皇^{已上同} 僣兒^{ヌスヒト} 盗人^同 群盗^同 賊^同 不良人^{已上同}

『三卷本色葉字類抄』

主 王^{ヌシ} 皇^同 僣兒^{チウ去声俗} 盗人^{トウ} 群盗^同 賊^同

下良人^同

これらの項目について、四本それぞれの掲出順に付番し、順序を
崩さずに、諸本間で共通する幾つかを基準として揃え、項目毎に存
否を確認すると、次のようになる。

二卷世俗		節用文字		二卷色葉		三卷色葉	
1 主	1 主	1 主	1 主	1 主	1 主	1 主	1 主
ナシ	2 王	2 王	2 王	2 王	2 王	2 王	2 王
ナシ	3 皇	3 皇	3 皇	3 皇	3 皇	3 皇	3 皇
2 僣兒	4 僣兒	4 僣兒	4 僣兒	4 僣兒	4 僣兒	4 僣兒	4 僣兒
3 盗人	5 盗人	5 盗人	5 盗人	5 盗人	5 盗人	5 盗人	5 盗人
ナシ	ナシ	6 群盗	6 群盗	6 群盗	6 群盗	6 群盗	6 群盗
ナシ	(8) ↑	7 賊	7 賊	7 賊	7 賊	7 賊	7 賊
4 下良人	6 下良人	8 不良人	8 不良人	8 下良人	8 下良人	8 下良人	8 下良人
ナシ	7 寇	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
ナシ	8 賊	↓ (7)	↓ (7)	↓ (7)	↓ (7)	↓ (7)	↓ (7)
ナシ	9 囚人	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ

これを項目毎に揃え、更に、収録状況別にまとめると、

(イ) 同一項目が四本全てに収録されている場合は、「主」「僣兒」「盗人」「下良人」の四例、

(ロ) 二卷本世俗字類抄に無く、節用文字と二卷本色葉字類抄、三卷

れにも無く、節用文字のみ有る場合が、「寇」「囚人」の二例となる。

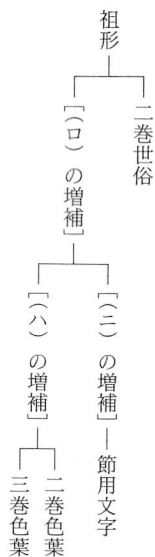
ナシ	9 囚人	ナシ	ナシ
ナシ	7 寇	ナシ	ナシ
ナシ	ナシ	6 群盜	6 群盜
ナシ	8 賊	7 賊	7 賊
ナシ	3 皇	3 皇	3 皇
ナシ	2 王	2 王	2 王
4 下良人	6 下良人	8 不良人	8 下良人
3 盗人	5 盗人	5 盗人	5 盗人
2 偷兒	4 偷兒	4 偷兒	4 偷兒
1 主	1 主	1 主	1 主
二卷世俗	節用文字	二卷色葉	三卷色葉
：	(一)	：	(口)
：	(ハ)	：	(イ)
：	(ニ)	：	

この十例について、項目の存否を○と／に置き換え、状況別にまとめると、次表のようになる。

二節 2 3	計	
○ ○ ○ ○	4	…(イ)
/ ○ ○ ○	3	…(ロ)
/ / ○ ○	1	…(ハ)
/ ○ / /	2	…(ニ)
合計	10	

表の収録状況、(イ)は四本共通の祖本から受け継がれた項目と考へて問題はない。(ロ)(ハ)(ニ)は何れも、項目の存否で諸本が対立しているものであるが、ここでは、これらの項目が増補されたものであると考へて相互關係を考察する。即ち、(ロ)は、二卷本世俗字類抄に無かつた項目が、節用文字以下で増補されたものであり、(ハ)は、二卷本世俗字類抄と節用文字に無かつた項目が、色葉字類抄の二卷本、三卷本で増補され、(ニ)は、節用文字での増補と考へるのである。

ここで、(ロ) (ハ) (ニ)の存否対立を矛盾なく説明しようとするれば、左のような諸本の系譜を構築することが出来る。



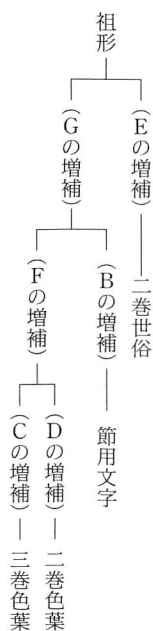
上述のことは、僅か六例の対立を手懸りとして、系譜を仮に組み立てたまでであるが、同様の手順で、節用文字が現存する全ての範圍（表1のI+II）における、節用文字と二卷本世俗字類抄、二卷本色葉字類抄、三卷本色葉字類抄の四本の項目存否の対立をまとめれば、次のようになる（詳細は表2を参照）。

二節 2 3	合計	
○○○○	2380	…(A)
/○//	924	…(B)
///○	540	…(C)
//○/	190	…(D)
○///	129	…(E)
///○○	3449	…(F)
/○○○	1119	…(G)
○/○○	416	…(H)
/○/○	137	…(I)
○○//	133	…(J)
○/○/	44	…(K)
○○○/	42	…(L)
○○/○	42	…(M)
/○○/	32	…(N)
○/○/	10	…(O)
合 計	9587	

この範圍では、同一項目が四本全てに収録され、存否対立が生じない場合が二三八〇例（A）となった。また、対立が生じるのは、総計七二〇七例で、その内、一本のみに有り、残り三本に無いという収録状況では、その一本が節用文字である場合が最も多く、九二四例（B）、以下、三卷本色葉字類抄が五四〇例（C）、二卷本色葉字類抄が一九〇例（D）、二卷本世俗字類抄は一二九例（E）である。そして、これ以外の収録状況、即ち、四本中の二本、或いは三本

に同一項目が共通して存する場合（F+O）で、例数の多い上位二種は、二卷本及び三卷本色葉字類抄の二本に有り、二卷本世俗字類抄及び節用文字の二本には無い三四九例（F）、及び、節用文字、色葉字類抄の二卷本と三卷本の三本に有り、二卷本世俗字類抄のみ無い一一九例（G）という対立である。

ここで、対立例数の多さを系統関係の反映と見て、これらの存否状況を、項目の存する本の側における増補と捉えるならば、次のような系譜を想定することができる。



尚、(G)の対立の次に例数が多いのは、二卷本世俗字類抄と色葉字類抄の二卷本及び三卷本の三本に有り、節用文字のみ無い四一六例（H）で、表2における部別の内訳から知られるように、大半は節用文字に「姓氏」部と「名字」部がないことによるものである（「姓氏」部が一一一例、「名字」部が一七七例）。しかし、例数が多くとも、この対立を系統関係の反映と考える必要はない。この点に関しては、後に述べることとする。

表 2

二節 2 3	合計	天象	地儀	植物	動物	人倫	人体	人事	飲食	雑物	光彩	方角	員数	辟字	重点	置字	諸社	諸寺	国郡	官職	姓氏	名字
〇〇〇〇	2380	50	110	185	159	76	102	219	52	321	10	23	17	625	20	319	8	14	24	46		
/〇//	924	3	13	39	37	18	24	149	17	54	6	8	1	404	5	121	6		7	12		
///〇	540	5	6	7	2	3	2	52	2	10				78		365		1	4	1	2	
//〇/	190	3	21	20	12	12	3	15	9	30				44		14		4		1	1	1
〇///	129	1		8	2	10	4	3	1	9			1	31	3	25		3	1		1	26
//〇〇	3449	44	63	54	86	26	45	814	20	166	26	21	20	1956	1	92				6	4	5
/〇〇〇	1119	5	24	54	31	16	18	220	9	77	4	6	7	571	3	49	6		1	18		
〇/〇〇	416	1	5	10	7	10	7	7	6	17	3	2	7	28		6			1	1	121	177
/〇/〇	137	1		3	1	1		3		1				7		119					1	
〇〇//	133	1	2		1	6	7	12	6	14			3	69	1	10	1					
〇/〇/	44	34			3				1				1	3							2	
〇〇〇/	42		3	2	2	9	4	6	1	4		2		1	1	7						
〇〇/〇	42	1		2	1	3	2	5		3				8		15			2			
/〇〇/	32	1	2		7	1	3		11				6		1							
〇//〇	10							1					1	3							2	3
合 計	9587	115	282	386	341	200	219	1509	123	718	49	62	57	3832	34	1146	21	22	40	86	131	214

四

次に、六本の共通現存範囲（表1のI）について相互に比較をし、推測した流れを確認するとともに、全体的な系統関係について検討する。この範囲の収録状況は次のようになる（詳細は表3を参照）。

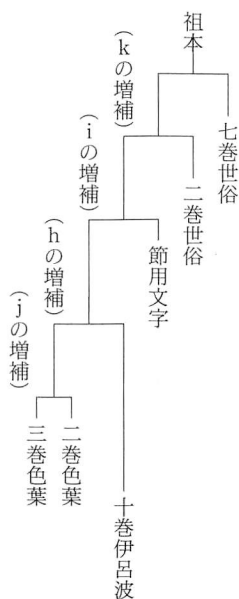
七二節 2 3 十	計	
〇〇〇〇〇〇	939	…(a)
〇/////	584	…(b)
/〇/////	31	…(c)
///〇///	526	…(d)
///〇//	67	…(e)
////〇/	180	…(f)
//////〇	1790	…(g)
///〇〇〇	1190	…(h)
//〇〇〇〇	418	…(i)
///〇〇/	252	…(j)
/〇〇〇〇〇	219	…(k)
〇〇/〇〇〇	132	…(l)
////〇〇	93	…(m)
//〇〇〇/	83	…(n)
〇//〇〇〇	67	…(o)

以下略

この範囲では、同一項目が六本全てに収録され、存否対立が生じない場合が九三九例（a）となった。また、対立が生じるのは、総計六二〇二例で、その内、一本のみに有り、残り五本に無いという収録状況では、その一本が十巻本伊呂波字類抄である場合が最も多く、一七九〇例（g）、以下、七巻本世俗字類抄が五八四例（b）、節用文字が五二六例（d）、三巻本色葉字類抄が一八〇例（f）、二巻本色葉字類抄が六七例（e）、二巻本世俗字類抄が三一例（c）である。

そして、これ以外（h以下）の、項目の収録が諸本間で共通する、例数の多い上位四種の対立は、色葉系の三本に有り、世俗系の二本と節用文字には無い一一九〇例（h）、節用文字と色葉系の三本に有り、世俗系の二本には無い四一八例（i）、色葉系の二巻本と三巻本に有り、他の四本には無い二五二例（j）、七巻本世俗字類抄のみ無く、他の五本に有る二一九例（k）である。

ここで先程と同様、対立例数の多さを系統関係の反映と見て、これら四種の存否状況を、項目の存する本の側における増補と捉えるならば、次のような系譜を想定することができる。



尚、(k)の次に例数が多いのは、節用文字のみが項目を欠く一二二例（l）で、表3の部別の内訳から知られるように、大半は節用文字に「姓氏」部と「名字」部がないことによるもの（「姓氏」部が四九例、「名字」部が三六例。）であるが、先の表2における（H）と同様、この対立を系統関係の反映と見做す必要はない。この点に關しては、次に述べることとする。

五

以上、項目の収録状況に基づいて諸本の関係を検討した結果、節用文字が世俗系から色葉系への過程に位置することは明らかである。（上述のように、若杉氏が、七巻本世俗字類抄、二巻本色葉字類抄との対比をされていないものの、節用文字を世俗系と色葉系の間形態とみておられる。）

従来の諸説では、節用文字を世俗系に含める向きが多く、それは、「姓氏」部と「名字」部の欠損を「未成立」と見たのであった。しかし、既に石野氏が指摘されているように、節用文字には少なくとも「姓氏」部が存する本を参照した形跡が認められる以上、節用文字において両部は削除されたと解釈すべきであろう。

詳述するならば、節用文字の「を」篇「官職」部の最後尾には、次に示すように、「小長谷」「岡屋」「小屋」の三項目が連続して掲出されている。

小長谷 ヲハセ 岡屋 ヲカヤ 小屋 ヲエフ
連

この三項目を他本では次の一覧のように、何れも「官職」部に収録していない。

表 3

七二節 2 3 十	計	天象	地儀	植物	動物	人倫	人体	人事	飲食	雜物	光彩	方角	員數	辟字	重点	疊字	諸社	諸寺	国郡	官職	姓氏	名字
○○○○○○	939	20	52	107	96	40	51	65	28	131	3	6		201	4	102	5	5	12	11		
○/○○/○	584	6	29	57	39	29	19	59	21	116	7		1	47	2	74	1		7		39	31
○/○/○/○	31			2		2		1	1	1				5		8		2	1			8
○/○/○/○	526	2	6	33	13	11	14	66	11	36	3	8		247	1	57	3		4	11		
○/○/○/○	67		13	11	8			1	5	3	10			14		2						
○/○/○/○	180		3	1				14		4				10		146			1			1
○/○/○/○	1790	9	20	309	163	27	11	154	16	91	1		1	45		673	217	28	6	1	18	
○/○/○/○	1190	19	30	28	49	19	14	325	9	53	4	8	12	594	1	24				1		
○/○/○/○	418	2	10	19	6	12	5	88	1	29		3	2	220	3	10	3			5		
○/○/○/○	252		7	4	6	1	6	29	3	13	20			159		3						1
○/○/○/○	219	1	6	13	3	16	3	29	1	34	1			65	1	36			2	8		
○/○/○/○	132	1	1	8	2	7	2	2	1	4	2	1	6	8					1	1	49	36
○/○/○/○	93			1	1	1	1	4		2				25		57				1		
○/○/○/○	83			3	3		5	7	1	3	4		1	51		2				3		
○/○/○/○	67	1		6	10		2	5	14		1	1	15		7					1	4	
○/○/○/○	58		2	8	7		3	3		13				19		3						
○/○/○/○	51				1	4	3		3	6			3	24		6	1					
○/○/○/○	45	1		1			2							3		37				1		
○/○/○/○	44		1	6	8	3	2	1	1	6		1		4		6					4	1
○/○/○/○	41		1	2	6		4	3	1	3				10		8	3					
○/○/○/○	35		33			1								1								
○/○/○/○	33															33						
○/○/○/○	30				10	5	2	6		1				4					2			
○/○/○/○	26	1		1				2		4	2			10		4				2		
○/○/○/○	19	1		1		6				1			1	5	2	1					1	
○/○/○/○	17			1	1		1	2		2						10						
○/○/○/○	17			2	2		3	2		3				3							2	
○/○/○/○	15				2	1			2	1				7		1			1			
○/○/○/○	12		1					3		3				5								
○/○/○/○	11			1			1	3	1	1		1				3						
○/○/○/○	10		1		2			1		3				1		2						
○/○/○/○	8			1		4										3						
○/○/○/○	8			1	3				2	1												1
○/○/○/○	7						1						1	1							1	3
○/○/○/○	7			2		2								2				1				
○/○/○/○	7					3				3				1								
○/○/○/○	6		1													1						4
○/○/○/○	6			1		3								1		1						
○/○/○/○	6				1									1							2	2
○/○/○/○	5			2		1										2						
○/○/○/○	5							1		1				3								
○/○/○/○	5			1										2								2
○/○/○/○	5						1	1		1				1		1						
○/○/○/○	4									3				1								
○/○/○/○	4		1	1		1										1						
○/○/○/○	4		1	1												2						
○/○/○/○	4													3	1							
○/○/○/○	2									1				1								
○/○/○/○	2		1													1						
○/○/○/○	2			2																		
○/○/○/○	2									1				1								
○/○/○/○	2				1					1												
○/○/○/○	1									1												
○/○/○/○	1					1																
○/○/○/○	1				1																	
○/○/○/○	1															1						
○/○/○/○	1																					1
合 計	7141	64	220	637	444	200	154	884	106	601	47	29	29	1820	15	1328	233	36	37	46	121	90

「を」篇「官職」部の収録状況

七卷世俗	二卷世俗	節用文字	十卷伊呂波	二卷色葉	三卷色葉
ナシ	ナシ	小長谷	ナシ	ナシ	ナシ
ナシ	ナシ	岡屋	ナシ	ナシ	ナシ
ナシ	ナシ	小屋	ナシ	ナシ	ナシ

ところが、「姓氏」部では、次のように、

「を」篇「姓氏」部の収録状況

七卷世俗	二卷世俗	節用文字	十卷伊呂波	二卷色葉	三卷色葉
ナシ	小長谷	ナシ	ナシ	小長谷	小長谷
ナシ	岡屋	ナシ	ナシ	岡屋	岡屋
小家	小家	ナシ	小家	小家	小家

二卷本世俗字類抄と色葉字類抄の二卷本及び三卷本の三本に、「小長谷」と「岡屋」が収録され、また、この部には、節用文字で「小屋」とする項目に相当するのではないかと考えられる、「小家」が収録されている。尚、七卷本世俗字類抄と十卷本伊呂波字類抄では、「小長谷」と「岡屋」はどの部にも見られないが、「小家」は両本共「姓氏」部に存する。この「姓氏」部の掲出状況は、それぞれ概ね次のようになっている。

『七卷本世俗字類抄』

「フヤケ」
小家已上連

『二卷本世俗字類抄』

小長谷宿称／岡屋フカノヤ 公（中略）
小家フエフ 已上連

『十卷本伊呂波字類抄』

小家已上連

『二卷本色葉字類抄』

「フハセ」
小長谷宿称 岡屋フカノヤ 公（中略）
小家フエフ 連

『三卷本色葉字類抄』

小長谷フハセ 宿称 岡屋フカノヤ 公（中略）
／ 小家フエフ 連

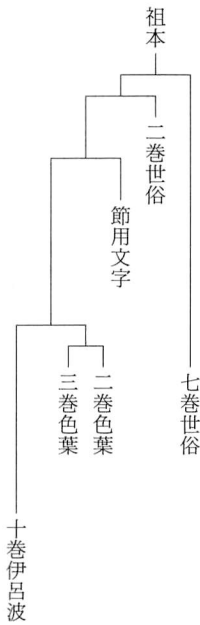
このように、五本共「小家」には「已上連」、或いは、「連」の付注があり、節用文字の「官職」部収録の「小屋」に見られる「連」とは、「姓氏」部において、その掲出項目に対して注される姓であることは明らかである。

そうなると、元来「姓氏」部に所属すべきこの三項目が、節用文

字では誤って「官職」部に掲出されているのであり、「姓氏」部所属の項目が掲載された本を参照していることとなる。にも拘らず、部立てとして「姓氏」部が見られないのは、節用文字で削除されたからであり、ひいては「名字」部も「姓氏」部同様、削除されたと考えてもよいと思われる。

おわりに

以上、節用文字は、字類抄諸本の系譜の中では、世俗系から色葉系に至る過程に位置付けられ、節用文字のみ「姓氏」と「名字」の両部が無いのは、祖本の形態を伝えているのではなく、節用文字に至る過程で、これら両部が削除されたことと見ることができ、この見方による字類抄の系譜の概略は既に図示したところであるが、ここでは、諸本の系統的關係のみでなく、親疎関係も考慮して、系譜を再度図示すれば、次のようになるであろう。



注

- (1) 本稿では仮名文字分類の単位名を「篇」、意味や用法等による下位分類を「部」と称することとする。
- (2) 原形本色葉字類抄の名称は、所蔵者川瀬一馬氏による命名であり、節用文字は、後世のものとされる題簽に記された書名であって、何れも本来の書名は不明。
- (3) 山田孝雄「伊呂波字類抄解題」日本古典全集 昭和三年一月
山田孝雄「徳富猪一郎氏藏 節用文字 解説」古典保存会 昭和七年一月
- (4) 岡田希雄「二卷本世俗字類抄攷——附高麗國數詞の一資料——」『日本文化』一九 昭和一六年四月
- (5) 石野つる子「節用文字の位置——色葉字類抄及び世俗字類抄との比較より見たる——」『国語と国文学』二六—七 昭和二四年七月
- (6) 川瀬一馬「古辭書の研究」大日本雄辯會講談社 昭和三〇年一月
- (7) 若杉哲男「世俗字類抄・節用文字から色葉字類抄へ」『本邦辞書史論叢』三省堂 昭和四二年二月
- (8) 峰岸明「字類抄の系譜（上・中・下）——人事・辞字両部所収語の検討を通して——」『国語国文』五三九・一〇・一一 昭和五九年九月・一〇月・十一月
- (9) 河野敏宏「十卷本『伊呂波字類抄』の位置付け」『訓点語と訓

点資料』七六 昭和六二年二月

(10) 所拠本は以下の通り。◇内は表で使用する略号。

世俗字類抄

二卷本〈二〉…

東京大学
国語研究室

資料叢書13、汲古書院、昭和六〇年六月

尚、天理本の複製として、平成一〇年八月に翰

林書房より、大友信一監修、三宅ちぐさ編著で

『天理大学附属天理国書館蔵 世俗字類抄 影印・索引』が刊行された

が、その研究篇で述べられているように、天理

本より東大本の方が古態を示していると考えら

れ、本稿では 東大本を主とし、天理本は参照

利用することとした。

七卷本〈七〉…古辞書叢刊、雄松堂書店、昭和四八年九月

色葉字類抄

二卷本〈2〉…古辞書叢刊、雄松堂書店、昭和五〇年一月

三卷本〈3〉…尊経閣叢刊、育徳財団、大正一五年六月

『色葉字類抄研究並びに総合索引 黒川本・影印

篇』、風間書房、昭和五二年六月

十卷本〈十〉…雄松堂出版（合本五冊）、昭和六二年五月

節用文字〈節〉…古典保存会、昭和七年一月

原形本〈原〉…古辞書叢刊、雄松堂書店、昭和五二年五月

(11) この他にも、第一冊卷末の「と」篇の後半、及び第七冊卷末の

「せ」篇と「す」篇は、破損が著しく、これら三篇は断片的に

残存するのみである。

(12) 学習院本は、節用文字と現存部分の重なり合いが極めて僅かで

ある為、相互の内容比較には大東急本を利用した。

(13) 七卷本世俗字類抄の第一冊と最終冊の卷末欠損部分について

は、煩瑣になるので表示していない。

(14)

尚、ここでは、節用文字が世俗系及び色葉系とどのような位置

関係になるのかを把握することが主目的であるので、色葉系の

内、独自の増補項目を大量に登載している十卷本は、比較の対

象から取り敢えず外すこととした。

(15)

伝本相互の系統的関係の推定については、以下の論考に示され

た考え方に従った。

宮澤俊雅「倭名類聚抄諸本の系統推定——十卷本卷三〇六を中

心に——」（『北海道大学人文科学論集』一八、昭和五七年三月）

宮澤俊雅「倭名類聚抄京本解題」（『東京大学国語研究室 資料叢書』13、汲古

書院、昭和六〇年六月）

(16)

翻字困難な漢字は、支障のない範囲で別の字に置き換えた。ま

た、改行位置を「／」で表示した。

(17)

二卷本世俗字類抄、節用文字、三卷本色葉字類抄の三本では

「下良人」、二卷本色葉字類抄では「不良人」となっているが、

これらは同一項目として取り扱った。因みに、七卷本世俗

字類抄と十卷本伊呂波字類抄は「不良人」となっている。

(18)

注15参照。

（おがわ ともこ・北大大学院博士課程）